

高齢者虐待の防止のため指針

千早赤阪村地域包括支援センター

(令和 6 年 4 月)

1. 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

千早赤阪村地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）は、高齢者虐待（以下「虐待」という。）が人権侵害であると意識し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の理念に基づき、高齢者の権利擁護に資することを目的に本指針を作成し、全ての職員は高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見、早期対応に努めることとする。

2. 虐待の定義

本指針において虐待とは次の行為をいう。

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者に対し、わいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止検討委員会

(1) 包括支援センターは、虐待の防止及び早期発見への組織対応を図ることを目的に、虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。

(2) 委員会の委員長は包括支援センターの管理者が務める。

(3) 虐待対応担当者は社会福祉士が務める。

(4) 委員は包括支援センター職員及び社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会職員で構成する。

(5) 委員会は各年度1回以上、委員長の招集により開催する。なお、委員会は必要に応じてオンライン等を活用して行うことができる。

(6) 委員会は、次に掲げる事項に関して検討を行う。

- ア 委員会その他包括支援センター内の組織に関すること。
- イ 「高齢者虐待の防止のための指針」の整備に関すること。
- ウ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること。
- エ 虐待又はその疑い（以下「虐待等」という。）について、職員が相談、報告及び適切に対応できる体制整備に関すること。
- オ 職員が虐待等を発見した場合に、村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- カ 虐待等が発生した場合にその発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- キ 前号の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 虐待防止のための職員研修は、本指針に基づき、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及し、虐待の防止の徹底を図ることを目的とする。
- (2) 研修は年1回以上実施する。また、研修参加者は包括支援センター職員に限定せず、村内の介護保険サービス事業所における虐待対応担当者も参加可能とする。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録し、5年間保存する。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに包括支援センター内で共有し、千早赤阪村へ報告するとともに、必要に応じて事実確認を行う。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 虐待等の報告を受けた職員は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげることができる。
- (2) 虐待等の事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて第4号に規定する対応を実施する。
- (3) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。
- (4) 虐待等が発生した場合の対応については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局）」、「大阪府高齢者虐待対応マニュアル」及び「千早赤阪村高齢者虐待対応マニュアル」に沿って対応する。

7. 成年後見制度の利用支援

成年後見制度の利用の相談があった場合又はその必要性があると判断した場合には

利用可能な制度について説明し、その求めに応じ適切な窓口を案内する等の支援を行う。

8. 虐待等に係る苦情の解決

- (1) 虐待等の苦情相談について、苦情を受け付けた職員は内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対応する。

9. 指針の公表

本指針は常時閲覧可能とし、包括支援センターに備え付けるほか、村ホームページにも掲載する。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、高齢者の権利擁護に努める。

附則

本指針は令和6年4月1日より施行する。